

坂戸市長 伊 利 仁 様

中小業者が事業継続をはかれるような支援策と
資金繰り生活支援を求める要請書

2009年12月18日

坂戸市千代田4-14-4

坂戸民主商工会

会長 西村 利弥

電話 049-284-1177

私たち埼玉県内の30の民主商工会が昨年の金融危機直前の9月に実施した県内営業動向調査では、昨年の同時期と比べて売上げが1割以上減少と答えた事業所は72%もあり今後の見通しについて悪くなるが58%、見通せないとの回答を含めると実に80%に達する深刻な事態でした。資金繰りでも順調はわずか10%という状況でした。

今月に入り、昨年のリーマンショックからの経済の落ち込みは依然回復せず、二番底の懸念さえひろがっています。こうした経済危機のもとで、坂戸市が中小業者の事業継続をはかれるよう思い切った施策を講じる。また、市民の命とくらしを守り、持続可能な地域社会をつくりあげていくうえで、中小企業振興条例を制定するとともに各分野の中小商工業者、市民に対する施策を充実させる時期だと考えます。先日の総選挙ではこれまでの大企業や輸出企業中心の政策から「国民が主人公」を掲げた民主党が大きく前進し政権交代が行われ、諸政策の見直しが行われています。つきましては、下記事項についてこれまでの施策を大胆に見直し、諸政策に反映するための調査活動を実施するなどの諸施策の改善を要望いたします。

1. 商店街振興・まちづくりについて

入西地区に進出した大型店や鶴ヶ島東部地域に次いで圏央道川島IC付近への大型店の集中、東松山市の高坂地区へのショッピングモールの進出計画で商店街の衰退、閉店などの懸念が一層広がっている状況のもとで次のことを早急を実施することを求めます。

商工業予算を大幅に拡大すること。

固定資産税の減免、家賃補助制度を中小業者にも適用すること。

補助事業を「物から人」へ転換し、商工業者の育成のための支援策を講じること。

商店街の活性化プランを早急に策定すること。

坂戸駅駅舎建設に伴う南北通路の開設や坂戸駅北口整備事業、サンロード商店街、北口通り商店街等の振興にあっては、所管を一つにし、総合的にとりくむこと。

坂戸ICや入西スマートICなどの開発は、市内の軽工業や機械工業の移転や集中などの機能をもたせた「工業団地」「物流団地」などの構想を示すこと。

大型店の過剰出店は、中小商店を廃業に追い込むものであり、商店街の衰退は住民生活に支障をもたらすので関係団体等の意見を聴取し総合的な対策を講じること。

2. 融資制度について

埼玉県の小規模事業資金に比べて低い申込み件数である坂戸市中小企業制度融資についての調査を行い必要な改善をおこなうことを求めます。

店舗や営業地域が他市町村にある場合でも、特別小口融資制度を利用可能にす

ること。

申請手続を簡素化し申し込みやすくするとともに、利子補給を引き上げること。
新規開業や新事業への転換、新製品の開発などことりくむ 中小企業者に対し開業
資金制度を創設すること。
納税猶予が認められ、又は分割納付が誠実に行なわれている申込者は融資の対
象とすること。滞納があっても理由によっては弾力的に扱うこと。

3. 市発注の公共工事や公契約について

市発注の公共工事の発注にあつては、市内業者への機会均等の立場から次の諸点につ
いて改善を行うことを要望します。

入札にあつては、市内業者の入札機会を拡大すること。
小規模事業者登録制度を充実させるために各部局の発注目標の設定と進行状況
を把握すること。
小規模事業に該当する工事、購入については、指名業者を外すこと。
公契約条例を制定し適正下請単価、最低賃金の保障を行うこと。
住宅改修などに対する補助の拡充をはかること。
随時契約についても市内業者への均等発注をはかること。

4. 国民健康保険について

社会保障としての国民健康保険制度を維持し、医療にかかる権利を保障することを前提
に改善を求めます。

一般会計からの繰入額を固定化し受益者負担を増やす処置は撤回すること。
「資格証明書」の発行はとりやめ保険証を無条件で発行すること。
国保税の申請減免基準をつくること。

5. その他の要望事項

市税等の滞納の徴収にあつては、納税者の実情にそつて強権的な徴収を行なう
ことなく 誓約書はとりやめること。
坂戸市財政健全化のための方策は住民負担でなく 不要、不急の歳出などの削減
を優先し行うこと。
住民参加条例の適用を拡大し広く住民参加ができるようにすること。
子供医療費窓口払いをなくし、中学校卒業まで入院・通院とも無料にすること。
低所得者、母子・父子家庭向け住宅の確保に民間アパートの活用や家賃補助制
度をつくり公営住宅の支援すること。
生活福祉資金の活用をはかり、市民生活を守る窓口を設置すること。

以上、要望致します。

尚、要望事項に関する回答は1月10日迄に文書でお願いいたします。

敬具